



～弁護士の女房のつぶやき～



9月は受難の月でした。まず、コンタクトレンズを紛失してしまいました。朝、出勤まえのバタバタで自宅の洗面所で紛失。いくら探しても見つからず、タイムオーバー。出勤の時間となり、その後仕方なく眼科受診。そしたら「もう片眼もレンズの淵が欠けています」と言われ、仕方なく両眼新規でレンズを注文しました。あ～、痛い出費。▲その日の昼のことです。2番目の娘からラインが入り、財布を無くしたとの内容。あれ、また？・・・この子は、昨年春にもパソコン代として渡していたお金が入ったファイルを大学構内で紛失（結局これは出てきたのですが）、その後は成人式の夜に宮崎の夜の街で財布紛失（ありがたいことに、これも出てきました）。今回は都会の夜の街で紛失。いったい、何をやっているのでしょうか。3度目の正直ならぬ3度目の失敗。中身は金5千円と、銀行カード、保険証。まったく、もう今回は無理。娘は気が抜けているなあ、いったい誰に似たのかと考えていました。▲その翌日のことです。事務所の机での昼食中、パソコンを眺めながら動かした自分の手が湯呑に当たり、お茶がどひゃ～っとノートパソコンにこぼれたのです。とっさのことで、すぐに手元にあったハンドタオルで拭き取ったものの、その何日か後にはパソコンがうんとともすんとも動かなくなってしまい、パソコン買い換えとなってしまいました（冷や汗）。▲現在はコロナ禍で、パソコンでのリモート飲み会など耳にしますが、パソコンに酒をこぼしたなどの話は耳にしません。我が家の子供たちもリモート飲み会をやっているそうですが・・・こんなことをするのは私くらい？ あー、自分の行動に深く反省です。これ以上の損失になりませんように、また今後大きな事故やケガをしませんように・・・。

現在、コップは手の届かぬところに置いてあります（笑）。

長男からしょっちゅう自作の料理写真が送られてきます。料理男子です♡



樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.26 令和2年秋号

880-0805 宮崎市橘通東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2020年
秋号



ランタナ

花の中にまたいろいろな色の小花が集まっていてなんともかわいらしい花です。時期が進むにつれて色が変化していくようにも見えます。

花言葉は「心変わり」「合意」「協力」「厳格」。花の色を変化させながら半年以上も咲き続けることや、小さな花が一カ所に集まって何かをしようとするように見えることからの花言葉のようです。





お役立ち情報室

法務 人権 LGBT



「LGBT」という単語をよく耳にするようになりました。性的少数者の総称のことですが、この度、「LGBT 当事者と ALLY 弁護士が語る宮崎の明日」のトークショーに榎八重弁護士が出演しました。その模様をお伝えします。

・・・令和 2 年度宮崎県人権啓発推進協議会委託事業

LGBTとは、女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、生まれた時に割り当てられた性別が自身の性自認(簡単に言うと心の性別)と異なる人、Transgender の各単語の頭文字を組み合わせた表現です。これらの場合に、本人が男性か女性かは、本人が自分自身の性別をどう思っているかによって決まります。従って、戸籍上の男性が自分のことを女性と思っているならばこの人は女性であり(トランス女性といいます。MtF・男から女へ)、この人が女性に性的魅力を感じるのであれば、L(女性同性愛者)ということになります。この場合、外見上は一般上の男性と全く変わりはありません。

このトークショーには、ヒューマンアクティビストの串間直紘さん、LGBT 交流会“レインボービュー宮崎”代表山田健二さん、榎八重弁護士が参加し、柿塚さんの司会のもと行われました。山田さんは LGBT の G(ゲイ)、男性の同性愛者で、串間さんは LGBT の T(トランスジェンダー)、女性として生まれ男性として生活している方です。「皆さんと変わらない人間です」との自己紹介がありました。山田さんは、LGBT 交流会を立ち上げ“性的少数者”の居場所作りをしておられます。

宮崎市では「パートナーシップ宣誓制度」というものを 2018 年にスタートさせており、これについての紹介が榎八重弁護士からありました。日本での性的少数者の割合は 13 人に一人から 10 人に一人といわれています。日本では法律上同性婚が認められていませんので、同性のカップルは結婚することができずそのことで生き辛さを感じる人も少なくないようです。日本における「パートナーシップ制度」は、同性カップルが市長の前で双方が互いのカップルであることの宣誓書を提出し、これに対して市長がパートナーシップ宣誓書受領書証を交付する制度です。これによって特別な法的効力が生じるものではありませんが、

今後法的な保障のつく同性婚への礎となるのではと期待されています。「パートナーシップ宣誓制度」を利用した宮崎市の方は、車の購入や携帯料金の支払いで家族割引が適用されたそうです。医療サービスで同意書にサインを求められたときに、「身内」という言葉で阻まれ同意書にサインができないもどかしさがあるそうですが、これからの「終活」を考えたときこの制度をきっかけに同性のパートナーでもきちんと看取りができる社会になってほしいとのことです。

また、宮崎県弁護士会で、弁護士による LGBT 相談の窓口を設けたことの紹介もありました。セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の方が抱える生き辛さを少しでも軽減するため、セクシュアル・マイノリティにまつわる法律問題について、理解のある弁護士が相談に応じます。これは、本人だけではなく、ご家族・ご友人・支援者・勤務先など周囲の方もご相談いただけます。ご相談は、宮崎県弁護士会までどうぞ(0985-22-2466)。

LGBT 当事者の山田さん、串間さんのお話で印象的だったのは、LGBT に関してお二方が学生だった 20 年前と現在とで変わっていないものにトイレや制服の問題があるということです。現在、女子生徒の制服でスカートかズボンを選択できるようになっている学校が少しずつ増えてはいますが、トランスジェンダーの方は望む性の制服が着用したいし、女性から男性への変化(治療)の過程ではどちらの性のトイレを利用していいのかわからない(ジロジロみられた)とのこと。今の子どもたちが困っていることの悩みを打ち明けられるには、まず子どもたちの受け皿である学校の先生や保護者、また弁護士が、LGBT の基本的なことを勉強しておく、またどう動いたらいいかを考えておくことが大事だということでした。串間さんから当事者へのメッセージ「堂々としていいんだよ」「一人じゃないからね」の言葉が心に残りました。



写真は、左から司会の柿塚日加里さん、串間直紘さん、山田健二さん、榎八重弁護士です。

このイベントは、当初は今年の 8 月 1 日に宮崎県庁前広場にて公開で行われる予定でしたが、新型コロナウイルス「感染拡大緊急警報」の発令により、9 月 21 日にライブスポットポレポレでの収録となりました。その模様は、<http://mibtv.biz/?q=4538> で見ることができます。ぜひご覧ください。